

## 担い手支援スペシャリスト募集要領

群馬県農業経営相談所  
群馬県担い手育成総合支援協議会

令和3年6月7日

### (要旨)

第1 この要領は、群馬県担い手育成総合支援協議会（群馬県農業経営相談所）（以下、「県協議会」という）が、認定農業者等の担い手が抱える経営課題を解消し、経営発展に向けてコンサルタント活動を円滑に実施するため、担い手支援スペシャリスト（以下、「スペシャリスト」という。）の募集について必要な事項を定めるものである。

### (応募資格)

第2 募集するスペシャリストは次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 農業経営の課題解決や経営発展に向けた支援を行える専門的知識を有し、それらを実践又は指導する能力（以下、「指導能力等」という。）を有すること。
- (2) 専門分野において担い手等の経営体への支援実績があること。
- (3) 県内全ての地域において、訪問による支援ができること。
- (4) 以下のいずれか一つの経験を有すること。
  - ① 指導能力等を活用した実績に10年以上従事した経験を有する者。
  - ② 指導能力等に関する公的資格を有し、かつ指導能力等を活用した実務に5年以上従事した経験を有する者。
  - ③ 指導能力等に関する指導、教育、研究等に5年以上従事した経験を有する者。

### (募集人数)

第3 募集するスペシャリストの人数は以下のとおりとする。

- (1) 本募集要領第2の要件を満たす者 若干名

### (応募方法)

第4 本協議会のウェブサイトから応募書類をダウンロードし、必要事項に記入のうえ以下の宛先へメールまたは郵送にて提出すること。

[宛先]

〒371-0854

前橋市大渡町一丁目10-7 公社総合ビル5階

群馬県担い手育成総合支援協議会事務局 宛

(メールの場合：gnnintei@gnkaigi.jp)

[応募書類]

①群馬県担い手育成総合支援協議会「担い手支援スペシャリスト」登録票

(応募および選考日程)

第5 応募および選考にかかる日程は以下のとおりとする。

- (1) 募集開始 令和3年6月7日(月)
- (2) 募集締切 令和3年6月21日(月) 必着

(選定方法)

第6 選定方法は以下のとおりとする。

- ①群馬県農業経営相談所の戦略会議において、提出書類を審査し選考を行う。
- ②県協議会は選考を通過した者に対し電話にて通知する。
- ③選定された者は県協議会とスペシャリストの委嘱ならびに活動に関する契約を締結する。

(留意事項)

第7 応募にあたっての留意事項を定める。

- (1) 応募内容に虚偽が認められた場合、選考日の前後に関わらず応募を無効とする。
- (2) 応募のための費用は応募者の負担とする。
- (3) 県協議会は、選考の内容および結果に関する個別の問い合わせについて回答しない。

(その他の事項)

第8 その他の事項は県協議会が別に定める。